# 再エネ省エネ機器導入補助金交付要綱実施要領

令和２年３月３１日　環境局長決裁

（趣旨）

第１条　この要領は、再エネ省エネ機器導入補助金交付要綱（令和２年３月３１日環境局長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申込等の方法）

第２条　要綱第５条に定める申込方法は郵送のみとする。各募集回における申込みは、別表１に定める期限内に指定場所へ郵送することとする（期限日までの必着とする）。

（抽選日）

第３条　要綱第９条第１項に定める抽選の実施予定日は、別表１に定める。なお、抽選の実施有無については、抽選日の前日までに本補助制度のホームページにて通知する。

（募集期間及び機器取得日）

第４条　要綱第８条に定める補助の申請募集期間、要綱第７条に定める対象機器取得期間は、別表１に定めるものとする。

（補助金交付申請兼完了届の提出期限）

第５条　要綱第１２条第２項で定める補助金交付申請兼完了届の提出期限は、次のいずれか期限の遅い期日とする。なお、提出方法は郵送のみとし、提出期限日までの消印有効とする。

(1)　対象機器を取得した日の翌日を起算日として、９０日を経過する日

(2)　補助金受領予定者となった募集回の抽選予定日の翌日を起算日として、９０日を経過する日

２　前項で起算した提出期限が令和９年２月５日を過ぎていた場合においては、前項の規定にかかわらず、令和９年２月５日を提出期限とする。

（調査・アンケート）

第６条　要綱第２２条第１号に規定するアンケート調査は、補助金交付年度の翌年度以降から実施する。

２　要綱第２２条第２号に規定するその他市長が協力依頼する事項は次の各号のとおりとする。

(1)　取材協力

(2)　広報誌等への体験談の掲載協力

(3)　その他市長が特に必要と認めること。

附　則

１　この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月９日一部改正）

１　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年９月３０日一部改正）

１　この要領は、令和３年10月１日から施行する。

附　則（令和４年３月３１日一部改正）

１　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３１日一部改正）

１　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２８日一部改正）

１　この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２６日一部改正）

１　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年４月１４日一部改正）

１　この要領は、令和８年４月１５日から施行する。

別表１

| 申請募集期間 | | 抽選予定日 | 対象機器<br>取得期間 |
|---|---|---|---|
| 第１回 | 令和８年５月７日～　７月８日 | 令和８年　７月２２日 | 令和８年２月７日以降 |
| 第２回 | 令和８年９月１日～１１月４日 | 令和８年１１月１８日 | |

※ 第２回目の申請募集期間終了後の募集については、要綱第８条第２項及び第３項に基づくものとする。